

議案第5号

平成28年度屋久島町簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度屋久島町の簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,512千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ556,768千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年3月7日提出  
屋久島町長 荒木 耕治

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		112,029	△1,112	110,917
	1 繰入金	112,029	△1,112	110,917
9 町債		118,000	△7,400	110,600
	1 町債	118,000	△7,400	110,600
歳入合計		565,280	△8,512	556,768

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 簡易水道費		364,432	△8,512	355,920
	1 総務費	61,476	△732	60,744
	2 簡易水道事業費	302,956	△7,780	295,176
歳出合計		565,280	△8,512	556,768

第2表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
4 災害復旧費	1 簡易水道施設災害復旧費	西部地区簡易水道施設災害復旧事業	940

第3表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
南部地区簡易水道施設整備事業費	千円 26,600	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金はその貸付条件により、銀行その他の資金については債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により措置期間中であっても繰上償還し、償還期限を短縮し、又は低利に借り換えることができるものとする。	千円 23,100	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内  (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率見直しを行った後においては当該見直し後の利率)	政府資金はその貸付条件により、銀行その他の資金については債権者との協定によるものとする。 ただし、財政の都合により措置期間中であっても繰上償還し、償還期限を短縮し、又は低利に借り換えることができるものとする。
辺地対策事業費	56,200				52,500			
公営企業会計適用債	5,000				4,800			
総額	183,500	—	—	—	176,100	—	—	—

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	112,029	△1,112	110,917
9 町債	118,000	△7,400	110,600
歳入合計	565,280	△8,512	556,768

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源
				特定財源			
				国県支出金	地方債	その他	
1 簡易水道費	364,432	△8,512	355,920		△7,400		△1,112
歳出合計	565,280	△8,512	556,768		△7,400		△1,112

2. 歳 入

(款) 6 繰入金

(項) 1 繰入金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区分	金額	
1 一般会計繰入金	112,029	△1,112	110,917	1 一般会計繰入金	△1,112	一般会計繰入金 △1,112
計	112,029	△1,112	110,917			

(款) 9 町債

(項) 1 町債

1 簡易水道事業債	56,400	△3,500	52,900	1 簡易水道事業債	△3,500	南部地区簡易水道事業 △3,500
2 辺地対策事業債	56,200	△3,700	52,500	1 辺地対策事業債	△3,700	南部地区簡易水道事業 △3,600 永田地区配水管整備事業 △100
3 公営企業会計適用債	5,000	△200	4,800	1 公営企業会計適用債	△200	公営企業会計適用債 △200
計	118,000	△7,400	110,600			

### 3. 歳 出

(款) 1 簡易水道費

(項) 1 総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 一般管理費	61,476	△732	60,744				△732	2 給料	△155	一般職給	△155
								3 職員手当等	△65	扶養手当 通勤手当	△3 △62
								4 共済費	△42	職員共済組合負担金	△42
								8 報償費	△450	水道料金歩合金	△450
								9 旅費	△20	普通旅費	△20
計	61,476	△732	60,744				△732				

(款) 1 簡易水道費

(項) 2 簡易水道事業費

1 簡易水道施設管理費	126,920	△722	126,198		△300		△422	4 共済費	△400	社会保険料	△400							
								7 賃金	△714	作業員賃金	△714							
								9 旅費	△35	普通旅費	△35							
								11 需用費	△203	消耗品費	166							
										燃料費	△340							
										光熱水費	△490							
										修繕料	848							
															12 役務費	△347	通信運搬費 手数料	△125 △222
								13 委託料	193	水道修繕保守業務委託料	175							
										期限切量水器取替業務委託料	△68							
漏水調査業務委託料	△374																	
浄水場施設維持管理業務委託料	460																	
14 使用料及び賃借料	△16	土地借上料	△16															
16 原材料費	800	工事材料費	800															
2 南部地区簡易水道事業費	98,900	△7,058	91,842		△7,100		42	9 旅費	△30	普通旅費	△30							
								11 需用費	△6	消耗品費 燃料費	39 △45							

(款) 1 簡易水道費

(項) 2 簡易水道事業費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
								15 工事請負費	△7,022	南部地区簡易水道施設整備工事	△7,022
3 西部地区簡易水道事業費	77,136	0	77,136					9 旅費	△45	普通旅費	△45
								11 需用費	51	消耗品費	51
								15 工事請負費	△6	西部地区簡易水道施設整備工事	△6
計	302,956	△7,780	295,176		△7,400		△380				

# 給 与 費 明 細 書

## 2. 一 般 職

### (1) 総 括

簡易水道事業

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備 考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	4	0	14,434	12,459	26,893	4,189	31,082	
補正後	4	0	14,279	12,394	26,673	4,147	30,820	
比 較	0	0	△ 155	△ 65	△ 220	△ 42	△ 262	

職員手当の内訳	区分	期末勤勉手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	地域手当 (千円)
	補正前	5,223	59	463	0	0	0	650	0
	補正後	5,223	56	401	0	0	0	650	0
	比 較	0	△ 3	△ 62	0	0	0	0	0
職員手当の内訳	区分	特殊勤務手当 (千円)	宿日直手当 (千円)	初任給調整手当 (千円)		退職手当組合負担金 (千円)		管理職員特別勤務手当 (千円)	
	補正前	216	0	0		5,848		0	
	補正後	216	0	0		5,848		0	
	比 較	0	0	0		0		0	

備考 この表は、報酬又は給料をもって支弁される一般職の職員（事業支弁に係る職員を含む。）で予算の積算の基礎となったものについて記載すること。